

# 令和6年度農地中間管理事業の活動方針

公益社団法人岩手県農業公社  
(岩手県農地中間管理機構)

## 1 基本的な考え方

- (1) 令和5年度は、農業経営基盤強化促進法（以下「基盤法」という。）の一部改正（令和5年4月施行）により、令和6年度末を期限として市町村が策定する地域が目指すべき将来の農業や農地利用を描いた地域農業経営基盤強化促進計画（以下「地域計画」という。）の策定がスタートしたことから、地域の話合いに積極的に参加し、法改正に基づく新たな農地貸借等の仕組みを周知するなど、農地中間管理事業（以下「機構事業」という。）の活用を促進するとともに、地域計画の策定を支援しました。
- (2) 令和6年度は、地域計画の策定に向けた検討等が本格化することから、引き続き地域計画の策定を支援するとともに、地域計画の目標達成に資するよう、機構事業を活用した農地の集積・集約化を進めます。
- (3) また、平成26年度にスタートした機構事業が11年目を迎え、貸借期間満了に伴う機構事業による利用権等の再設定の手続きが大幅に増加することから、部内体制の強化等を図り、更新事務を着実に進めます。

【参考：年度別貸借実績】

(単位：ha)

年度	区分	計画	実績	達成率	新規集積	集積率
H26	借入	2,000	3,842	192.1%		
	貸付	2,000	2,359	118.0%	956	47.9%
H27	借入	3,600	5,054	140.4%		
	貸付	3,600	5,222	145.1%	2,327	49.4%
H28	借入	3,600	2,513	69.8%		
	貸付	3,600	3,165	87.9%	1,618	50.6%
H29	借入	3,600	1,986	55.2%		
	貸付	3,600	2,137	59.4%	966	51.9%
H30	借入	3,600	1,225	34.0%		
	貸付	3,600	2,053	57.0%	1,401	53.0%
R元	借入	2,600	2,146	82.5%		
	貸付	2,600	2,922	112.4%	1,261	53.4%
R2	借入	2,300	1,854	80.6%		
	貸付	2,600	2,849	109.6%	907	53.7%
R3	借入	2,300	2,221	96.6%		
	貸付	2,600	2,792	107.4%	1,085	54.5%
R4	借入	2,300	1,810	78.7%		
	貸付	2,600	2,117	81.4%	1,059	54.9%
R5	借入	2,300	3,507	152.5%		
	貸付	2,600	4,499	173.0%	調査中	調査中
計	借入	28,200	26,158	92.8%		
	貸付	29,400	30,115	102.4%	11,580	-

注) 集積率は、国の定義による。

## 2 計画面積

県が設定した担い手への新規集積目標 2,300ha（うち農業公社 1,100ha）の達成に向け、農地の貸借面積は昨年度と同様、借入面積 2,300ha、貸付面積 2,600ha とします。

このほか、令和 6 年度の貸借期間満了に伴い増加する再設定（約 3,900ha）に取り組みます。

### 【借入・貸付計画】

（単位：ha、千円、％）

区 分	6 年度計画		5 年度計画		前年度対比	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
借 入	2,300	77,000	2,300	77,000	100.0	100.0
貸 付	2,600	87,000	2,600	87,000	100.0	100.0
うち新規集積	1,100	—	1,100	—	100.0	—

注 1) 貸付の面積及び金額には、借入を伴わない貸付を一部含みます。

注 2) 金額には、翌年度から発生する賃料が含まれています。

### 【令和 6 年度の貸借期間満了に伴い対応する再設定】

（単位：ha、千円）

再設定	面積	金額
借 入	3,900	264,000
貸 付	3,900	264,000

## 3 推進体制の強化

### (1) 効率的な貸借業務の推進

貸借管理件数の累増や、貸借期間満了に伴う再設定件数の大幅な増加が見込まれることから、確実な貸借業務の実施に向けて、市町村・農業委員会等との連携、業務委託の拡充、農地コーディネーターの確保、部内体制の充実などにより、貸借業務の効率化を図ります。

### (2) 関係機関等との連携強化

農業会議等との協働により機構事業担当者会議や研修会等を開催し、農用地利用集積等促進計画による貸借など機構事業及び関連制度への理解の醸成を図ります。

## 4 農地の集積・集約化の推進

### (1) 地域計画の策定支援

市町村の地域計画の策定に向け、市町村推進チームの一員として、協議の場へ参画し、地域外の受け手情報の収集や提供などにより、話し合いが円滑に進むよう支援します。

また、地域計画に掲げる認定農業者など農業を担う者に対し、機構事業の活用を積極的に促し、地域計画の実現に資するよう農地の貸借等を進めます。

### (2) 遊休農地等の利用促進

借受けを希望する者がある遊休農地の利活用を促進するため、出し手や受け手と十分に協議し、遊休農地で簡易な整備を図る遊休農地解消緊急対策事業等の導入を検討します。

また、所有者不明農地等の利用を促進するため、知事裁定により利用権を取得して、貸借を進める所有者不明農地借入事業の活用を検討します。

【所有者不明農地借入事業計画】

(単位：ha、千円、%)

区 分	6年度計画		5年度計画		前年度対比	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
担い手支援資金 (所有者不明農地借入事業)	15.0	3,000	15.0	3,000	100.0	100.0

(3) 基盤整備事業との連携強化

ほ場整備事業が農地の集積・集約化の契機となることから、ほ場整備を計画中又は実施中の土地改良区に対し機構事業の周知や活用の働きかけ等の業務を引き続き委託します。

また、農家負担なしではほ場整備を実施できる機構関連農地整備事業については、導入を検討している地区等からの要望に応じ説明会を開催するなど、事業が活用されるよう誘導します。

(4) 機構事業の周知

機構事業の便覧の更新や市町村広報等による周知などにより、地域計画策定等の関連施策も含めた機構事業等のPRを行います。

5 貸借農地等の適正な管理

(1) 貸借管理事務の効率化

大幅に増加する利用権の再設定等に向け、文書管理システムによる関係書類等の電子化などによる効率的な管理に引き続き取り組みます。

(2) 未収金・未払金の発生防止・解消

受け手農家へは振替口座残高の確認と賃料の支払いが遅延した場合の違約金発生の周知を、出し手農家へは振込口座の事前確認を徹底します。

また、未収金については、社内規定に基づき督促・回収に努め、未払金については、市町村等の協力を得ながら所有者等の特定を進めるなど、それぞれ解消に向けた取組を進めます。

6 農地中間管理機構の特例事業（売買事業）

特例事業については、基盤法等の改正により、市町村の利用権設定等促進事業が地域計画の策定に応じて順次廃止され、特例事業に移行されることに留意しつつ、農業委員会や市町村等と連携し、着実に取り組みます。

【買入・売渡計画】

(単位：ha、千円、%)

区 分	6年度計画		5年度計画		前年度対比	
	面積	金額	面積	金額	面積	金額
買 入	90.0	147,000	90.0	147,000	100.0	100.0
売 渡	90.0	147,000	90.0	147,000	100.0	100.0